

令和4年度
監査指摘事項等に対する措置状況
(定期監査)

令和5年5月31日現在

目 次

ページ	課等名	ページ	課等名
1	総務課	15	生活環境課
2～3	財政課	16	健康管理課
4～5	総合政策課	17	会計室
6	税務課	18	福祉事務所
7～8	商工観光課	19	上下水道課
9～10	スポーツ振興課	20～21	教育政策課
11	建設課	22	教育政策課（学校分）
12	建築住宅課	23～24	社会教育課
13～14	農林課	25	西都児湯障害認定 審査会

※ 指摘事項等を次のとおり区分して当局に通知しています。

- 指摘事項 … 事務改善等が必要な案件に対する指摘
- 注意事項 … 簡易な間違いなどに対する注意
- 意見事項 … 行政運営等に対する意見・要望

※ 当局から報告された措置状況等は、令和5年5月31日現在です。

指摘事項・意見等	措置状況等
(指摘事項) 職員採用候補者試験採点業務委託契約においては、再委託禁止条項のない契約となっている。再委託禁止条項は必ず設定されたい。	令和4年度から再委託禁止条項を盛り込んだ契約内容に改めております。
(指摘事項) 産業医委託契約については、委託する業務内容が不明確であり、支払に関する条項、秘密保持に関する条項等が無いなど不備がみられる契約書となっている。契約締結においては、十分内容精査の上、契約されたい。	令和5年度から産業医委託契約の内容を見直しました。
(指摘事項) 法人への出向職員の給与の在り方について、市の出向に係る考えと出向先の就業規則との差異が生じている案件がある。早急に是正をされたい。	一般社団法人まちづくり西都KOKOKARAに対し、担当課を通して就業規則を改正するよう依頼をし、処遇面の改善を図っております。
(注意事項) パワー・ハラスメント防止研修業務委託において、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の最低利率と異なる利息設定をしている。最低利率を超える利息の設定は市にとって不利となるため、改められたい。	今後、同種の契約締結を行う場合には、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の最低利率と同率の利息設定となるよう留意します。
(注意事項) 情報機器作業従事者眼科検診委託契約書における検診料の支払いについて、請求日から60日としている。政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条により30日以内とされているため、適正設定をされたい。	令和4年度の契約書から、検診料の支払いについて、“請求書の提出日から起算して30日以内”に改めております。
(注意事項) 衛生委員会については、一度も開催されていない。その目的に鑑み、在り方を研究されたい。また、職員の安全衛生管理に関する規則第10条第2項に係る委員の選定が行われていないことも併せて検討されたい。	働きやすい職場環境の充実に向け、想定し得るテーマを複数設定し、定期的に衛生委員会が開催できるよう努めてまいります。また、職員の安全衛生管理に関する規則第10条第2項に則った委員の選定を行います。
(意見事項) 職員希望降任制度については、同実施規程第7条の降任後の昇任に係る意向が反映されるよう意向調査及びヒアリング等の細やかな実施を検討されたい。	職員が降任を希望するにあたっては、家庭の問題等個別の事情が背景にありますので、降任後の昇任を検討する際には対象者への聞き取りなど、慎重に対処してまいりたいと考えます。
(意見事項) 本市の地理及び各施設の場所がわからない又は知らない若手職員が見受けられる。若手職員の資質向上のため、「さいと学」に関する研修を実施されたい。	令和5年度の新規採用職員前期研修において、「西都市の状況について」の研修を行いました。また、西都市の職員として、業務内外において西都市の地理等について興味を持つように促しました。

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(指摘事項) 新庁舎に関する備品整理については、決算も近いことから、関係課等と連携して早めに整理されたい。</p>	<p>備品台帳の整理は完了しました。 一部備品シールの貼付が未済であるため、早めに対応を進めていきます。</p>
<p>(指摘事項) 道路交通法の一部改正に伴う共用管理車の管理に係る交通安全管理体制については、責任所在も含め早急な対応を総務課等と協議されたい。</p>	<p>総務課と協議済。 安全運転管理の重要性が増す中、管理規程の整備や責任者の選任などを検討していくこととした。</p>
<p>(注意事項) 普通財産の処分については、現状も踏まえ、関係課等との十分な協議の上対処されたい。</p>	<p>普通財産の処分につきましては、各所管課と連携しながら積極的な処分を図っています。今後とも、関係課等と十分に協議しながら、適正に対応していきます。</p>
<p>(注意事項) 立野排水路の維持管理協定については、同協定により委託料の支払いがされている。単年度で委託契約を締結するなど適正に処理されたい。</p>	<p>現在の協定期間が令和7年7月末までとなっているため、更新時期に合わせて対応を協議予定です。</p>
<p>(注意事項) 事業系一般廃棄物収集・運搬業務委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号で随意契約がされているが、この条項は、災害等真に緊急な場合のみ使用可能な条項であるため、適正な使用をされたい。</p>	<p>当該事業については、令和4年度から会計年度任用職員にて対応しています。随意契約の実施にあたっては、適正な執行に努めていきます。</p>
<p>(意見事項) 「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領」に定める上限額については、条例に規定するなど対応をされたい。なお、場合によっては、上限撤廃も考えられるが、当初の考え方も踏まえ十分な協議検討をされたい。</p>	<p>九市契約主管課長・担当者協議会の議案として提出し、各市の状況を伺ったが、長期継続契約について上限額を設けている市はありませんでした。このような状況を踏まえ、慎重な検討を継続していきます。</p>
<p>(意見事項) 多目的スペースについては、期日前投票場ともなっているが、ガラス面への模造紙貼り付けなど見た目も悪いため、カーテン等の設置等検討されたい。</p>	<p>宮崎県知事選挙においては、プラスチック製のパネルを利用し、着脱式の目隠しとしました。今後は、このパネルの利用を基本とし、状況に応じて遮光性のあるものを利用するなど、着脱可能なもので対応していきたいと考えています。</p>
<p>(意見事項) 行政財産の入札貸付による自動販売機の設置については、行政財産の目的外使用の項目にある「職員及び当該行政財産を利用する者のため」という意味合いも含んでいるため、福利厚生面の配慮や入札方法の在り方について協議研究されたい。</p>	<p>総務課と協議済。 福利厚生面での配慮が特に必要な内容ではないと思われるとのことであり、財源確保のため、今後も状況を見ながら、一般競争入札による行政財産の貸付への移行を進めていきたいと考えています。</p>

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(意見事項) 情報コーナー（お知らせコーナー）については、市民への情報公開の場であるため、様々な情報が閲覧できるよう関係課等と連携して、改善を図られたい。</p>	<p>総務課と協議済。 情報コーナーについては、利用者も限定され、資料の閲覧等を考慮すると、現在の場所が最適とされます。情報コーナーの利用については、総務課において、デジタル化も含め、より効率的で効果的な広報活動を検討していくこととしました。</p>

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(指摘事項) パーソナルコンピュータ賃貸借など総額が2千万円を超えている契約を長期継続契約で締結しているが、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領」に基づき、原則2千万円を超える契約は、債務負担行為で対応されたい。</p>	<p>運用要領を所管する財政課及び総務課と協議し、検討してまいります。</p>
<p>(注意事項) 台湾交流事業補助金については、他の補助金との重複が無いよう要綱の見直しを検討いただきたい。</p>	<p>現在のところ、活用できる他の補助制度はありませんが、他の補助が受けられるということであれば、当該補助額を控除した額を補助対象経費とするための要綱改正を行います。</p>
<p>(注意事項) 県営発電所周辺地域振興事業補助金交付要綱にある周辺地域の定義の明確化と平等性の原則にのっとった募集の在り方について検討いただきたい。</p>	<p>「県営発電所周辺地域振興事業補助金」については、県からの事務連絡により「助成対象事業」、「助成対象経費」が明確に示されており、加えて当該事業計画が確実に県営発電所周辺地域等の住民との良好な関係を保持、発展及び電気事業に対する理解を促進されることに限定されています。また、今後策定する「西都市県営発電所周辺地域振興事業補助金交付要綱」において、公平公正な補助金交付が担保されるよう当該要綱内容を検討します。</p>
<p>(注意事項) ふるさと納税事務における各確認作業においては、会計年度任用職員のみで完結している事項が見受けられる。職員による確認体制の構築をされたい。</p>	<p>正規職員による効果的な確認体制の構築に取り組みます。</p>
<p>(注意事項) ふるさと納税事務におけるポータルサイトへの依頼について、広告料として支出されているものがあるが、その内容から広告料が適切か検討されたい。</p>	<p>広告料で支出しているポータルサイトの依頼について、今年度から手数料での支出で対応します。</p>
<p>(注意事項) ふるさと納税事務の特産品提供申請書における「西都産」の確認については、産地要件の観点から明確な産地証明の取得を求められたい。</p>	<p>申請書提出時に「産地証明書」の提出を求めています。</p>
<p>(注意事項) ふるさと納税事務の特産品提供申請書における特産品の対応可能個数の「上限なし」については、在庫が無限にあるわけではないため表示を改められたい。</p>	<p>在庫数については、都度事業所等と連絡を取りながら対応可能数を確認しています。また特産品提供申請書の記載項目の一部改正についても検討してまいります。</p>
<p>(意見事項) ふるさと納税寄附金の返還があるが、基本的に寄附金の返還は行わないため、その基準の検討をされたい。</p>	<p>返還申出の理由のほとんどは、寄付者自身の操作ミス等によるものであるため、返礼品の送付が行われていないことを確認した上で、寄附金の返還を行うこととしております。</p>
<p>(意見事項) ふるさと納税返礼品拡充等支援事業補助金については、他の補助金との重複が無いよう要綱の見直しを検討いただきたい。</p>	<p>当該要綱に「他の補助金の交付対象となっているものについては補助対象としない」旨の記載を既に行っております。</p>

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(意見事項) バス事業については、利用状況の全体把握のもと、市内全域における運用の在り方の研究を進めていただきたい。</p>	<p>昨年度、「西都市地域公共交通計画」を策定しましたので、当該計画に掲げる目標達成と合わせて、市内全域における運用の在り方についての研究に取り組んで参ります。</p>
<p>(意見事項) 市有地の住宅地目的売却については、不動産鑑定の内方等十分検討いただきたい。</p>	<p>「西都市公有財産取扱規則」の規定によれば、普通財産の管理及び処分については、財政課が行うものと規定されていることから、当該規則に則した取り扱いに向けて調整を行います。</p>
<p>(意見事項) デジタルガバメントにおける組織の内方及び同計画の策定における幅広い意見の集約について十分検討いただきたい。</p>	<p>令和5年度より訓令にてデジタル化推進戦略室を総合政策課内に設置しました。また、「西都市デジタル化推進計画」の策定等に向けて、11の専門部会を設置し、関係課職員の参画を得て、調査研究等を進めています。</p>

課 等 名 税務課

監査実施日 令和4年11月29日

指摘事項・意見等	措置状況等
指摘事項等なし	

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(指摘事項) 空き家等情報バンクホームページ改修業務については、障がい者団体と地方自治法施行令第167条の2第3号により随意契約を行っているが、西都市財務規則第135条の2第2項による事前公表が行われていない。適正処理されたい。</p>	<p>3月に事後公表を行いました。今後は財務規則に従い、適正に処理します。</p>
<p>(指摘事項) プリンター用カートリッジ見積徴取において、仕様書内容について業者が誤解を招く内容となっており、予定価格調書項目に対応していない見積の提出をしている業者が見受けられた。仕様書の内容については、十分精査をされたい。</p>	<p>見積書に記載する内容に関して、業者との間にそごが生じないように、表記を修正いたしました。</p>
<p>(指摘事項) 西都原の鶏糞堆肥散布業務委託については、予定価格が50万円を超過しているため、郵便入札で実施すべきであるが、随意契約で行われている。予定価格区分による適正入札をされたい。</p>	<p>予定価格区分による適切な入札に留意して実施します。</p>
<p>(注意事項) グリーン・ツーリズム研究会事業費補助金(市長が会長)における交付決定については、双方代理の禁止に抵触するため市長の権限に係る交付決定事務を副市長に委任する形で行われている。地方自治法第153条第1項のみならず同法第154条まで考慮した場合、市長の権限委任よりも補助金申請者の代理対応が望ましいため、改善されたい。</p>	<p>市長の権限に係る交付決定事務を副市長に委任することについては法的に問題ないことを確認しております。しかし、市長が財政援助団体の長となることについては改善した方が良いと考えますので、次回改選時(来年度)に総会において審議いたします。</p>
<p>(注意事項) グリーン・ツーリズム事務について、立替払いでの支出処理をしているものが数件ある。市の財務規則に準じ適切に処理されたい。</p>	<p>市の財務規則に準じ、適切に処理いたします。</p>
<p>(意見事項) 移住・定住に係る移住者に対するアンケートについては、毎年実施されていないが、アンケートにより、多くの検証が可能であり、次の施策にも活かせるため、毎年実施されたい。</p>	<p>令和4年度は2月にアンケートを実施しました。今後は毎年度実施します。</p>
<p>(意見事項) まちづくり人材育成業務及びまちづくり実践コーディネート業務委託については、経験や知識等が豊富な外部講師の更なる活用により、まちづくりリーダーの育成に尽力されたい。</p>	<p>令和5年度のまちづくり人材育成業務において、これからのまちづくりを検討する研修やワークショップなどで外部講師を招いての研修会を複数回予定しております。こういった外部講師を活用しながら、まちづくりリーダーを育成していきたいと考えております。</p>

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(意見事項) 中小企業特別融資制度については、各金融機関に預託することにより当該金融機関が同制度の原資とし融資するものであるが、融資情勢の変化に鑑み、その在り方や必要性を検討されたい。</p>	<p>現在においても、県内他市町村の多くにおいて預託金方式を採用しております。本制度は、資金調達力が弱い中小企業等を支援するという趣旨のもと創設されたものであり、現在の経済情勢を鑑みたときに必要性が高いと考えております。</p>
<p>(意見事項) 移住・定住サイトSMOUTサービスにおいて、若い世代をターゲットに移住補助金や就農支援等を中心にPRされているが、子育てや教育等の分野の情報が少ない。幅広い情報提供を検討されたい。</p>	<p>令和4年度に、教育委員会から情報を提供してもらい、教育分野の記事を掲載しました。今後は、移住・定住支援業務を委託している(一社)まちづくり西都KOKOKARAと連携を図りながら、子育て等の分野の情報を掲載する予定です。</p>
<p>(意見事項) 西都原イベント広場を花のない閑散期に民間主催のイベントに貸し出す方向であるが、市のサポート体制を充実させると共に、市外者へも広く貸し出し、更なる活性化を図られたい。</p>	<p>西都原イベント広場の使用については、使用に係る市のサポート体制の充実だけでなく、広報による周知にも努め、更なる活性化を図っていきます。</p>

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(指摘事項) 消防用設備等保守点検業務委託及び社会体育施設管理業務委託において、4月1日業務開始という理由で、年度開始前に郵便入札を実施している。入札を執行し、落札者の決定をした場合は、落札者と契約の予約が成立し、市は、落札者と契約を結ぶ義務を負うこととなる。よって入札の執行は、支出負担行為(契約)の一連の手続となり、予算執行に含まれ、予算の執行は、会計年度独立の原則により年度開始前に行うことができないため、債務負担行為の設定や長期継続契約など適正な方法により対処されたい。</p>	<p>令和5年度から消防用設備等保守点検業務委託につきましては、4月1日以降に郵便入札を行いました。また、社会体育施設管理業務委託につきましては、債務負担行為の設定を行い、適正な事務処理を行いました。</p>
<p>(指摘事項) 社会体育施設管理業務委託について、第1回目の入札が不落となり、入札内容(予定価格変更等)を変え、再度入札の結果、不調となったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号(以下「8号」という。)により随意契約を行っている。しかしながら、8号においては、内容変更を行わずに再度の入札をしても落札者がいないときに随意契約が可能とするものであり、当該入札は、予定価格等を変更しているため、新たな入札となり、この要件を満たしていない。入札契約においては、適正な方法により対処されたい。</p>	<p>令和5年度は1回目の入札で落札されました。今後とも適正な入札契約事務を行います。</p>
<p>(指摘事項) 地区体育館等の指定管理の協定においては、利用料金は指定管理者の収入とすることができ、利用料金の決定については、指定管理者が条例の範囲内で料金を決定し、市が承認して収益することができることとされているが、その手続きが行われていない。協定に則った適切な運用をされたい。</p>	<p>指定管理者から利用料金の届け出をしてもらい、当該料金が条例の範囲内であることを照査したうえ、承認手続きを行いました。</p>
<p>(指摘事項) 市民弓道場の指定管理の協定における管理施設の修繕については、5万円を超える修繕の場合は、市が費用負担することとなっているが、5万円を負担させた上で残額を市が負担している。協定書に沿った適正な運用をされたい。</p>	<p>5万円を超える修繕の場合は、指定管理者に負担させることなく市が負担することとしました。</p>
<p>(注意事項) スポーツ協会の事務において、弓道教室開催の助成金を支出しているが、申請内容と実績内容が違うものとなっているにも関わらず、そのまま支出が行われていた。精査等十分に行われたい。</p>	<p>令和5年度において、申請内容を十分に精査を行った結果、適切でありましたので支出しました。今後、実績に関しても十分な精査を行います。</p>

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(意見事項) 体育施設使用料の減免については、西都市都市公園等の使用料の減免に関する取扱要領において学校、保育園、スポーツ団体等が減免の対象となっているが、福祉団体等についても検討していただきたい。</p>	<p>西都市都市公園等の使用料の減免に関する取扱要領を改正し、福祉関係団体が主催する大会及び行事に利用するときも免除としました。</p>
<p>(意見事項) 体育施設の自動販売機設置については、今後、使用料算定方式へと移行していく方向性であるが、利用者の福利面にも配慮した取り組みをお願いしたい。</p>	<p>自動販売機設置については、今後の全庁的な方針を踏まえながら、利用者の福利面にも配慮した取り組みを講じます。</p>

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(指摘事項) 妻北地区まちづくり推進業務委託におけるWEB公開用記紀の道ショートフィルムについては、その制作目的が分かりづらい描写となっている。映像制作においては、委託業者と十分な事前協議を重ねたうえで制作をされたい。</p>	<p>今後、映像制作については、委託業者と十分な協議を行い、制作意図、公開時のわかりやすさに気を付けながら制作します。</p>
<p>(意見事項) 生活道路生コン支給については、生コンの支給のみを行う事業であるが、高齢化が進み、高齢者の多い地域の労力では対応できないところもあることから、その支援の在り方を研究されたい。</p>	<p>生活道路については地元利用者による管理をお願いしています。今後も引き続き地元労力による対応をお願いしながら支援の在り方について意見を聞き検討していきます。</p>
<p>(意見事項) 稚児ヶ池公園トイレについては、男女の表示や女性用トイレ目隠し等他団体設置事例も参考に適正改善を図られたい。</p>	<p>男女の表示については設置しました。目隠し等については、出入り口に構造物が設置されているものも見受けられますが、設置されていない例も多くみられます。今後、利用者により要望がなされた場合は対策を検討していきます。</p>
<p>(意見事項) 平田街区公園は、新庁舎と隣接し、他の街区公園と違い、イベント等が多数開催される場となることからトイレのブース個数については、街区公園としてのトイレのみならず、イベント等でも対応できるブース個数の設置の検討をお願いしたい。</p>	<p>関係課と公園内トイレの利用要望について協議した結果、現計画どおりで支障がないとの結論に至りました。</p>
<p>(意見事項) 妻北地区まちづくり推進業務に関しては、効率的な業務推進ができるよう建設課と商工観光課双方の具体的役割分担を明確にし、実施されたい。</p>	<p>商工観光課と協議した結果、残された案内看板等のハード整備と維持管理及び関係団体への支援（花の苗支給等）については建設課で対応し、記紀の道を活用した観光戦略等のソフト対策については商工観光課で対応することになりました。</p>
<p>(意見事項) 林道整備協力会事業においては、災害時の臨時補修についても対応依頼する形となっているが、その在り方については、作業の危険性など十分考慮したうえでの取り組みをお願いしたい。</p>	<p>各林道整備協力会へ文書による通知を行いました。(R5. 5. 1)</p>

課 等 名 建築住宅課

監査実施日 令和4年7月29日

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(注意事項) 市営住宅管理人業務については、西都市営住宅の設置及び管理に関する条例と市営住宅管理人規定の整合性を図られたい。また市営住宅管理人規程第4条の管理人のサービスに、家賃納付書等の配布項目があるが、個人情報保護の観点から見直しをされたい。</p>	<p>管理人規程の見直しを行い、令和5年4月1日から施行しました。</p>

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(指摘事項) スマート農業等生産団地創出支援事業については、農産園芸関係事業補助金交付要綱を用いて交付決定がされているが、同要綱第4条の補助対象割合を超えているなどの不具合部分もあることから、別に要綱の制定をするなど対処されたい。</p>	<p>令和4年8月31日付けにて、要綱を新たに制定しました。</p>
<p>(指摘事項) 農畜産物バリューアップ推進協議会が実施した農畜産物情報発信体制構築業務の契約書については、仕様書との整合性が取れておらず、また、その契約条文についても、委託契約でありながら報酬での支払いとするなど多数不備が見られた。契約の際には本文を精査するとともに、契約書に仕様書を添えて契約形式を整えられたい。</p>	<p>令和4年度分については不備を修正しました。以後、契約時には十分精査してまいります。</p>
<p>(注意事項) 農業再生協議会における歳計外現金の取り扱いについて、支出処理が遅れているなど不備が見られた。各種協議会事務においては、その通帳の金額チェックだけでなく、収入支出の時期等のチェックもされたい。</p>	<p>月初めに通帳の確認、収入・支出調書決裁の際、処理の不備、遅延などのチェックを実施しています。</p>
<p>(意見事項) 施設園芸拠点推進協議会において実施しているスマート農業等生産団地創出支援事業については、経理において、一部、市の経理と違う方法で行われている事項があるため、市の財務規則に準じ適切に対処されたい。</p>	<p>市の財務規則に準じ、適切な経理を行ってまいります。</p>
<p>(意見事項) 地域特産品台湾向け輸出販路開拓事業については、市の単独で実施しているが、宮崎県と連携して同じような事業を行っている自治体もある。県と連携することにより効果面・費用面等有利となると考えられるため研究されたい。</p>	<p>県の動向を注視しながら研究してまいります。</p>
<p>(意見事項) 農畜産物情報発信体制構築業務におけるECサイト等の構築においては、ターゲット設定や効果等研究されたい。</p>	<p>インスタグラムの閲覧者やイベント企画等への参加者などについて性別や年齢層等を分析しながら今後の事業展開を研究してまいります。</p>
<p>(意見事項) 森林環境譲与税を活用した里山再生事業については、特定人に対する補助となっている。森林環境譲与税は、今後、その財源を国民が負担する目的税でもあることからその用途については研究されたい。</p>	<p>森林環境譲与税の用途につきまして、他市町村の事例などを参考に、より一層の研究を行ってまいります。</p>

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(意見事項) みどり推進会議については、繰越金が多くなっている。子どもへの木のおもちゃの配布など啓発活動等のアイデアも研究されたい。</p>	<p>繰越金の使途につきまして、市内の幼稚園等へ木製玩具配布希望の調査を行い、結果として13の幼稚園等へ配布いたしました。</p>
<p>(意見事項) 八重地区地籍調査事業に係る西米良村との境界問題（西米良村の地籍調査による登記が西都市側に入り込んでいる問題。面積約20ha分）については、総務課と連携し、早急に対応されたい。</p>	<p>引き続き総務課と協議中ですが、早期解決できるよう今後市長とも協議を行い対応してまいります。</p>

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(指摘事項) 西都地区地域安全協会補助金における同地域安全協会からの実績報告に係る決算書については、補助金のみでの決算書ではなく、歳入歳出全額についての決算書の提出を求め、同補助金の審査をされたい。</p>	<p>歳入歳出全額についての決算書を提出しております。</p>
<p>(指摘事項) 環境整備補助金については、具体的な補助対象経費が明らかでないため、その対象内容及び補助額の査定について精査されたい。</p>	<p>決算書や事業報告書において、補助対象経費が明らかになるように作成するよう指導しました。</p>
<p>(指摘事項) 住宅等除却事業補助金については、敷地を更地にすることや全棟を除去することなど、要綱にない補助対象要件を内規で規定している。このような制限は、内規ではなく、要綱において規定するようにされたい。</p>	<p>現在、総務課行政係に要綱改正案を提出しており、7～8月中には改正される予定です。</p>
<p>(指摘事項) 特定空家のデータ更新については、住宅のみならず、事業所等も含めた形で対処されたい。</p>	<p>事業所を含めた形で契約を進めています。7月上旬までには締結予定です。</p>
<p>(注意事項) し尿収集及び手数料徴収業務委託において、支払日を入金確認後14日としている。しかしながら、口座振替による一連の支払事務日数を考慮した場合、この日数では遅延する可能性もありえるため、契約上は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条により、その上限となる30日とされたい。</p>	<p>令和5年度より請求日以降30日と改めました。</p>
<p>(注意事項) 市指定のごみ袋の購入については、消耗品費から支出されているが、同ごみ袋は、市が指定したものを製造させ、それを購入している実情から委託的要素が強いため、委託料で支出されたい。</p>	<p>令和5年度より委託料に改めました。</p>
<p>(注意事項) 空家地図システムについては、関係課とのネットワークの在り方に関し、十分検討されたい。</p>	<p>令和5年度における空家地図システム更新に伴い、関係各課と情報共有できるシステム構築等の体制整備を進めています。</p>
<p>(意見事項) 西都地区地域安全協会補助金により西都地区地域安全協会が実施している防犯灯設置助成金については、要望が多く、助成が始まったばかりの4月末で予算が無い状況にある。防犯灯は地域安全に大きく寄与するアイテムであるため、要望数の把握に努めるとともに予算の増額を検討されたい。</p>	<p>令和5年度から30万円程、予算の増額を行っております。</p>

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(指摘事項) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務委託契約における再委託禁止条項においては、全委託のみの記載となっている。一部委託については触れていないなど不備が見られる。再委託禁止条項は重要な条項であるため、適正に記載されたい。</p>	<p>本年度の契約において、再委託禁止条項の中で一部委託についても明記しました。</p>
<p>(指摘事項) 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運營業務委託及び執務室什器賃貸借契約において次年度の業務委託を約束する事前協議書が締結されている。債務負担行為の設定や長期継続契約など適正な方法により対処されたい。なお、協議書及び覚書等も契約の一種となるため、その取り扱いには十分に注意をされたい。</p>	<p>昨年度末の時点で国の方針が定まらず事業実施が不透明であったため、当該事務に係る債務負担行為、長期継続契約は行っておりません。 なお、集団接種については本年度は実施予定がありません。 什器賃貸借契約については改めて契約を結んでおります。</p>
<p>(指摘事項) 介護保険料の不納欠損に至った滞納理由について、納付拒否で処理されている案件があるが、介護保険料は強制徴収公債権であるため、納付拒否においては、滞納処分を厳格に行っていただきたい。</p>	<p>不納欠損処理にあたっては、資産調査等を行ったうえでし、安易に納付拒否で処理することないように改めました。 引き続き適切な滞納処分に努めます。</p>
<p>(意見事項) いきいき百歳体操については、健康維持など非常に良い取り組みであるので、市民に対して申込方法など更なるPRをされたい。</p>	<p>広報やお知らせによるPRのほか、令和5年度から市内5地区で体験会を開催し、実施箇所及び参加者数の増加につなげます。また、各地区のサロン等でのPRを行うとともに、希望があれば地区を単位とした事前説明会に随時対応します。</p>

課 等 名 会計室

監査実施日 令和4年11月7日

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(指摘事項) 金銭分任出納員の任命については、会計年度任用職員にまでその任命が行われているが、その責任は重いため、その在り方について研究されたい。</p>	<p>令和5年度より、金銭分任出納員の事務を補助する金銭取扱員についても、各課等の長に対し報告を求めることとしました。 各課等の長より報告のありました職員等が金銭取扱員として任命されています。</p>
<p>(意見事項) 会計事務説明会については、各課等が会計事務を行うにあたり重要な会である。現在、実務経験の少ない職員等が中心に参加しているが、会計書類等を検査する管理職等に対しても同研修が実施できないか検討されたい。</p>	<p>令和5年2月に会計事務担当者に対し研修を実施し、その中で会計室が行っている調書の審査業務を実際に体験してもらいました。 会計室がどのような目線で支出調書を審査しているのかを改めて周知を図ることができたものと考えております。 今後の研修についても、引き続き内容を研究してまいります。</p>

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(指摘事項) 令和3年度決算における西都児湯障害認定審査会特別会計からの一般会計への特別会計繰入金が入収入未済となっている。事務処理の失念によるものであるが、会計事務処理においては早めの処理をされたい。</p>	<p>今年度の事務処理については、9月22日に行いました。次年度以降についても、早めの処理に努めます。</p>
<p>(指摘事項) 公立保育所における金銭分任出納員については、現在、主任保育士のみが任命されているが、主任保育士が公金を受け取り、納入は保育所長が行っている。公金納入だけでも金銭分任出納員の資格は必要であり、その責任も重いため、公金取り扱いについて適正に対処されたい。</p>	<p>各保育所長についても令和4年9月7日付けで金銭分任出納員の任命を行い、保育所長を責任者として公金を取り扱うこととしました。</p>
<p>(指摘事項) 杉安・上三財保育所施設環境整備作業委託等については、西都市シルバー人材センターと地方自治法施行令第167条の2第3号により随意契約を行っているが、西都市財務規則第135号の2第2項による公表が行われていない。適正処理をされたい。</p>	<p>今後は財務規則に従い、適正に処理します。</p>
<p>(指摘事項) 老人居室整備資金貸付金元利収入における収入未済については、年数がかなり経過しているものであるが、現在までの経緯及び対応等がまとめられていない。適正整理をされたい。</p>	<p>経過、対応について整理しました。</p>
<p>(指摘事項) 保育料の滞納整理については、滞納者個票管理等についてのチェック体制が不十分である。保育料は、強制徴収公債権でもあるので、滞納整理については、担当者のみならず上司等もチェックを行うなど管理体制の充実をされたい。</p>	<p>チェック体制を強化し、管理体制の整備を構築していきます。</p>
<p>(注意事項) 日本赤十字社関係の事務は、福祉事務所が担っており、準公金の扱いとなるが、経費の支出について、予算等の立案もなく運用されている。事業には目的があり、その目的達成のための支出となると考えるため、予算立案のうえ、適正な執行をお願いしたい。また、繰越金の取り扱い方についても整理されたい。</p>	<p>令和5年度については、当初予算を作成しました。また、繰越金については、日赤宮崎県支部の取り扱いによるところですが、活用しないまま返還することのないように、関係機関と協議します。</p>
<p>(意見事項) 市内10か所に設置されているヘルストロンについては、かなり年数の経過した機器もある。耐用年数等考慮するとともに安全面も考えた運用をされたい。</p>	<p>今年度リースによる更新を検討しています。</p>

課 等 名 上下水道課

監査実施日 令和4年7月20日

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(指摘事項) 下水道使用料は、強制徴収公債権であり、地方税の滞納処分の例により処分することができることとなっているが、実施されていない。滞納処分の方法について研究されたい。</p>	<p>税務課の業務に習って、滞納注意書を市内在住者に送付を行いました。今後は市外滞納者に拡大していき、研修への参加により体制づくりを進め、滞納処分の方法を研究していきます。</p>
<p>(意見事項) 公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る接続戸数の増や水洗化率の増については、毎年1回の広報活動が行われているが、更なる向上対策を実施されたい。</p>	<p>未接続理由の聞き取りの結果は、費用面、単身・高齢世帯、浄化槽利用等が挙げられました。訪問後、3件の接続申請があったこともあり、訪問による広報活動を継続していきます。</p>

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(指摘事項) 電柱電話柱敷使用料の納期限を6月30日としているが、財務規則第33条に基づき4月30日とされたい。</p>	<p>次年度より財務規則に基づいた取扱いとします。</p>
<p>(指摘事項) ICT支援員配置業務委託については、随意契約で行われているが、予定価格が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の条例設定額を超えていること、また、特殊随契にも該当しないことから随意契約ができない案件である。適正契約事務に努められたい。</p>	<p>令和5年度の事業者はプロポーザル方式により選定しました。</p>
<p>(指摘事項) 令和3年度総合学力調査委託契約において、市の承諾なしに第三者への全部又は一部の再委託を可能とする条文があるが、「市の承諾なし」の部分については、市が業務をコントロールできない状態となり不適切である。再委託の条項を改められたい。また、委託契約を締結しながら手数料での支出をしているため、委託料での支出に改められたい。</p>	<p>契約書の条文については、内容を改めるように進めています。また、昨年度までは事業所との契約は委託契約書でしか締結することができませんでしたが、今年度より単価契約で締結することも可能になったため、手数料で支出いたします。</p>
<p>(指摘事項) 学校施設の開放については、使用料を徴収している管理団体が多数ある。条例や規則等の整備を行うなど適正運営を図られたい。また、中学校再編後には、再編され廃校となる中学校施設（行政財産）は、普通財産となるため、学校施設開放とは別の取扱いとなる。その取扱いについても研究をされたい。</p>	<p>学校開放方針については、再編後の取扱いも含め、引き続き調査・検討を進めます。</p>
<p>(注意事項) 学校給食会事務員の車両借上については、月ごとの想定距離で支出している。市に準じた借上規程の策定など改善検討されたい。</p>	<p>学校給食会事務員につきましては、令和5年度より会計年度任用職員としましたので、公用車を利用しています。</p>
<p>(注意事項) 教科用図書児湯採択地区協議会の旅費支給については、各市町村の旅費規程の額をそのまま支給している。旅費規程は各団体で違い、格差があるため、市に準じた旅費規程を策定するなど改善をされたい。</p>	<p>現在の協議会事務局（新富町）に対して当該自治体に準じた旅費を支給するように細則の改正を提案しました。</p>
<p>(意見事項) 小中学校におけるデジタル学習システムの活用においては、様々なシステムが存在するが、学力向上のため、より良いシステムを使用されるとともに、児童生徒の保護者の自己負担についても考慮した取り組みを研究されたい。</p>	<p>学校現場のニーズや他自治体の活用など情報収集を行っており、学校から要望の大きかったAI型ドリルについては、令和4年度にトライアルを実施後、令和5年度より小学校5・6年生に対して保護者負担で導入しました。学習支援ツールについても、令和4年度にトライアルを実施、令和5年度中の導入に向けて準備を進めています。</p>

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(意見事項) 学校敷地については、市への名義変更がなされていない土地が散見される。中学校再編も見据え、計画的な整備を進められたい。</p>	<p>山田分校敷地については、令和5年度より整理を行います。その他の学校敷地についても、計画的に整理していく予定です。</p>
<p>(意見事項) 学校分収造林基金については、各学校におけるソフト事業に主に充当する財源であるが、中学校再編により廃校となる中学校の基金の取扱いの方向性について協議検討されたい。</p>	<p>各学校へ活用を促しながら、再編後の取扱いについても検討してまいります。</p>
<p>(意見事項) 学校給食会は、教育長がトップであり、その事務は、準公金として多額の金銭を取り扱うものでもあるため、事務員については、会計年度任用職員への移行も検討されたい。</p>	<p>令和5年度より会計年度任用職員へ移行しました。</p>

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(意見事項) GIGAスクール構想に基づき、小中学校の児童生徒1人1台の端末が整備され、それと並行して生徒を指導する教員の知識向上も必要不可欠とされる。しかしながら、ICT支援員も少ないため、更なる支援体制の充実や研修体制の強化を図っていただきたい。</p>	<p>令和5年度からはICT支援員を2名に増員するとともに、ICT支援員がいない時の問い合わせに対応できるよう、ヘルプデスクを設置することで、支援・研修体制の強化を図っています。</p>
<p>(意見事項) 学校施設については、老朽化等による壁崩落等も予想されるため、建築関係者による建物調査等の実施を検討されたい。</p>	<p>3年に1回、非構造部材耐震調査（外壁や内壁、天井など）を業者委託により実施している。耐震調査ではあるが、危険個所の確認がとれるので、早期対応に繋げているところである。</p>

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(指摘事項) 令和3年度市民会館設備器具操作業務委託契約については、捨印により重要事項の訂正が行われている。捨印による訂正は、軽微なもの以外は行うべきものではないため、変更契約を行うなど適正対応をされたい。</p>	<p>重要事項の変更が生じた場合には、変更契約を行うなど適正対応を行います。</p>
<p>(指摘事項) 歴史民俗資料館の総合的有害生物管理業務委託契約において「契約解除の際における残額全額支払い」についての項目は、市に不利な条項となっているため改められたい。</p>	<p>「甲は、乙がやむを得ない理由により委託業務の遂行が困難になったときは、甲乙協議の上、契約の解除又は契約の一部変更を行うことができる。」と改めました。</p>
<p>(指摘事項) 都於郡城跡草刈等作業委託の入札における仕様書に諸経費のパーセントの記載があるが、本市における他の入札との整合性より諸経費割合は未記載とされたい。</p>	<p>今年度の入札においては、諸経費割合を未記載にて執行しました。</p>
<p>(指摘事項) 遺跡出土品の保存処理業務委託契約において、「委託金の余剰額を甲に返還すること」とあるが、仮に余剰額が生じた場合には、変更契約により適正処理を行うべきであり、事前に契約内容とすることは改められたい。 また、再委託禁止条項がないので設定されたい。</p>	<p>「委託金の余剰額を甲に返還すること」という条文は削除しました。該当するような場合には、速やかに変更契約を行うこととします。 また、再委託禁止条項を新たに加えました。</p>
<p>(指摘事項) 歴史民俗資料館のエレベーターの点検業務委託契約において、会社の判断で契約業務を第三者に委託することができることとあるが、「会社の判断で」の部分については、市が業務をコントロールできない状態となり、不適切である。再委託の条項を改められたい。</p>	<p>再委託については「受託者の判断で契約業務の一部または全部を第三者に委託することができないものとする。ただし、書面による承諾を得た場合は、この限りではないものとする。」という条項に改めました。</p>
<p>(指摘事項) 市が市民会館を利用する場合の減免及び減額割合についての指摘に対し、監査指摘事項等に対する措置状況報告では、市主催の催事については、原則免除とするが、災害時をはじめとした昼夜を問わない利用については、午後10時以降翌日9時までの燃料代・電気代・人件費を勘案した額面が反映される程度の減額割合を設定することとしている。しかしながら、具体的なものが整備されていない。具体的なルールづくりや指定管理者との覚書等の締結など、早急の対応をされたい。</p>	<p>災害時の避難所をはじめとした目的外使用について、指定管理者との協議により、具体的なルールづくりや指定管理者との覚書等による整備を行います。</p>

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(指摘事項) 学習等供用施設については、使用料の徴収はできない(条例に規定なし)こととなっているが、実情は曖昧なものとなっている。電気代など実費弁償的なものは収入することが可能であるが、使用料としては収入できないため、実費弁償額の基準を整備されたい。</p>	<p>5月26日開催の西都市自治公民館連絡協議会総会にて使用料としては条例に規定がなく徴収できない旨を説明し、実費程度の適正な弁償額となるよう取扱についてお願いしました。</p>
<p>(注意事項) 市民会館の指定管理における年度協定書については、指定管理料の支払を請求日から20日以内としている。政府契約の支払遅延防止等に関する法律により30日以内となっていることより、市の支払期限の利益のため30日とされたい。また、遅延利息の定めについても設けられたい。</p>	<p>令和5年度の年度協定書より請求日から30日以内とするよう改め、遅延利息の定めについても盛り込みました。</p>
<p>(注意事項) 学習等供用施設について、指定管理の協定における修繕費負担は、大規模修繕については市、簡易修繕については指定管理者となっているが、その具体的な線引き(価格等)についての明記がない。具体的に明記をされたい。</p>	<p>5月26日の西都市自治公民館連絡協議会総会にて左記の内容について説明しました。金額についても協定書の更新時に明記する旨、併せて説明しました。</p>
<p>(注意事項) 地域学校協働活動については、教育政策課など関係課等との連携を図りながら成果が上がるよう進められたい。</p>	<p>令和5年度から市内小学校毎に設置された「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」が連携し、地域学校協働活動の推進に努めていきます。</p>

課 等 名 西都児湯障害認定審査会

監査実施日 令和4年8月30日

指摘事項・意見等	措置状況等
令和2年度決算に伴う精算としての西都市一般会計への操出金が未執行となっている。事務処理の失念によるものであるが、会計事務処理においては早めの処理をされたい。	ご指摘の事務処理については、令和2年度と令和3年度分の支出事務を9月22日におこない、10月13日に完了しました。今年度以降についても、早めの処理に努めます。